

大和市告示第 6 1 号

大和市紙おむつ支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 0 年 3 月 2 5 日

大和市長 大 木 哲

大和市紙おむつ支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市紙おむつ支給事業実施要綱（平成 1 8 年大和市告示第 1 0 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「要介護 3 以上と認定された者」を「要介護 4 又は 5 と認定された者及び要介護 3 と認定された者」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

(3) 要介護者及び介護している同居の家族のいずれもが、当該年度の市民税が非課税であること（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）の規定による支援給付を受けている者を除く。）若しくは均等割額のみ課税であること又は 6 5 歳以上であって、保険料率が大和市介護保険条例（平成 1 2 年大和市条例第 1 0 号）第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当すること。

第 5 条中「紙おむつ支給申請審査票」の次に「等」を加える。

第 1 0 条中「紙おむつ支給更新申請審査票」の次に「等」を加える。

第 1 1 条第 7 号を次のように改める。

(7) 市民税が非課税及び均等割額のみ課税でなくなったとき、又は保険料率が大和市介護保険条例第 7 条第 1 項第 6 号若しくは第 7 号に該当するようになったとき。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。